

「社外役員の就任に関心がある会員に向けたセミナー」を開催しました

東京弁護士会男女共同参画推進本部主催

令和5年9月20日、社外監査役や監査等委員を務める**太子堂厚子先生**（森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士）、同じく複数の社外役員を務める**杉浦宣彦先生**（中央大学大学院戦略経営研究科教授）から、**監査等委員及び社外役員としての弁護士が外部から期待される役割**についてご講演頂いた。

太子堂先生からは、近時の機関設計の選択の動向や、意見陳述権等の監査等委員の権限、監査等委員会の監査のあり方、近時のモニタリング・モデルやハイブリッド・モデルを前提に社外取締役期待される役割・機能について説明して頂き、専門分野内外を問わず、財務面を含めた経営効率の向上の助言等を行う努力が必要であること、積極的に女性であることを意識することはないが、やるからには会社に貢献することが女性の活躍につながる等のお話を伺った。杉浦先生からは、日本の社外役員の年齢層の高さ、経営人材の育成体制の不整備等の問題点の指摘から、経営戦略の多角化、外部の意見の客観性・独立性の確保という社外取締役を導入することの意義等についてご説明いただいた。

質疑応答では、「社外役員としての意義を実感した具体的経験」について、太子堂先生から「同調圧力に負けずに不祥事を調査し問題点を発見したとき」、杉浦先生から「売上重視の会社の内部通報制度を通じて従業員の声を聴き、内部のガバナンスの健全化を進めたことで不正案件が減ったとき」とのご回答があった。また、「監査等委員に就任してまずすべきこと」について、太子堂先生から「まずは会社の業務内容の把握し、改善すべきガバナンスの弱点を発見等すること」、杉浦先生から「チームとして経営する意識をもち、時間をかけてコミュニケーションをとること」等のご回答があった。杉浦先生自身、「現場主義」を掲げ、全国各地へ赴き現場視察を実践されておられた。その他、若くして社外取締役になるための必須条件、就任役員の経験レベル等について質問があった（回答略）。

以上

